

参 与

皆さん、おはようございます。

農業委員並びに推進委員の皆様には、公私とも大変お忙しい中総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

会議の開会前に、現在、大変問題になっております新型コロナウイルス感染症への市の対策状況につきましてお知らせしたいと思います。

大仙市では、この感染症への対策といたしまして、新型コロナウイルス対策本部を2月28日に立ち上げ、市を挙げて最大限の対策を講じることとしております。

主な対応といたしましては、市主催行事、イベント等で不特定多数の方や大勢の方が参加するもの、それから、飲食を伴う行事、懇親会、感染予防対策が十分に実施できないと判断したものなどは、原則中止や延期することとしております。また、市以外が主催する行事やイベントにつきましても、同様の対応をお願いしております。そのほか、公民館など集会施設や図書館、スポーツ施設など、多くの方が利用する施設につきましては、休館または一部休館などの措置を講じております。

なお、行政運営上、中止することができない行事につきましては、感染防止対策を徹底して実施することとしておりまして、農業委員会総会につきましても、入り口に消毒液を準備するなどして開催しておりますので、皆様のご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

次に、議案の訂正をお願いいたします。

議案書27ページ、案件16番につきましては、説明案件としておりますので、議案番号に丸印のほうをお願いいたします。

次に、議案書の57ページから59ページの案件65番につきましては、受け手の方の体調不良によりまして、更新できないということになりましたので、案件の取下げをお願いいたします。

よろしいでしょうか。

次に、欠席の届出でございます。7番、信田浩則委員から出ております。

それから18番、渡邊敏雄委員は、は遅れるという連絡が入っております。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第35回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

(午前10時 開会)

参 与

会長がご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

参 与

ありがとうございました。

会議に先立ちまして、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は22名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

それでは、初めに私から、前回の総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。

お手元に配付しております第35回総会までの業務報告書をご覧ください。

初めに、2月7日に、第34回農業委員会総会を委員21名、推進委員7名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。

2月17日には、広報専門委員会を委員10名の出席をいただきまして神岡庁舎情報活動室で開催しております。

また、2月20日には、農政専門委員会及び農地専門委員会を委員それぞれ12名の出席をいただきまして、神岡庁舎情報活動室で開催しております。

その他の業務につきましては、配付いたしました資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただければと思います。

以上で主な業務報告といたします。





議案第1号につきましては、ただいま説明いたしました事務局並びに各分室案件8件のほかに、有償所有権移転3件、無償所有権移転6件、賃貸借権設定の新規5件、使用貸借権設定の更新2件がございます。

13ページから14ページの農地法第3条の調査書をご覧ください。

農地法第3条第2項各号には該当しない旨記載したもので、結果、全て許可要件を満たしているものと考えます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

- |     |   |
|-----|---|
| 議 長 | 説明が終わりました。<br>これより質疑を行います。<br>質疑ございませんか。<br>(なしの声)  |
| 議 長 | 質疑ないようですので、これより採決いたします。<br>議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。<br>(賛成者挙手)                      |
| 議 長 | ありがとうございます。<br>全員賛成ですので、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。                        |
| 議 長 | 次に、議案第2号の「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。   |
| 参 与 | 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について<br>農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。<br>令和2年3月6日提出<br>大仙市農業委員会 会長 細谷精悦 |
| 議 長 | 事務局の説明を求めます。  |
| 参 与 |   |

15ページ、1番をご説明いたします。

位置図及び配置図につきましては、資料の1ページと2ページをご覧ください。

転用する農地が、花館○○○○○○○○、地目が田、面積○○○平方メートル1筆です。

申請人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。

申請理由といたしまして、○○さんは認定農業者で稲作を中心に規模拡大を図っていきました。そのため、現作業場が手狭になり、不便を来していることから、現作業場に隣接する申請地に作業場を新築するものです。

農地転用の許可基準における立地基準につきましては、当該地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に区分されます。第1種農地は原則許可できませんが、農業用施設であることから、施行令第4条第1項イの規定により、例外的に許可できることとなっており、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、農地法第4条2項第3号及び第4号に規定する許可基準を満たしているものと判断いたしました。

- |     |   |
|-----|---|
| 議 長 | 事務局からの説明が終わりました。<br>これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。 |
|-----|---|





先日、担当の方と行ってきましたけれども、位置図見てわかるとおり、大曲駅のすぐ東口の前でございます。何ら問題ないものと思います。よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。  
案件2番についてお願いします。

田村委員

15番、田村です。どうぞよろしく申し上げます。  
先般、事務局と推進委員の鈴木清敏さんと3名で現地確認をしてきました。5条の用途変更による転用でございます。牛舎の新築でございます。〇〇アール近くのところ2枚で〇〇アール近く、ちょっと面積が大きいんですけども、利便性とかを考えるとしようがないのかなというようなことでございます。  
ここは、仙北平野土地改良区、旧豊川土地改良区の一画でございます。土地改良区の同意も得られておりますので、転用には何の影響もないと思っております。  
ただ、環境問題がついて回りますので、住民との説明会を2回行っております。昨年9月12日、1回目、12月、2回目の説明会を行っておいて、意見も出されたようですけれども、最終的には同意を得られたというふうにお聞きしております。  
あとは、これがそのまま新築されると、100頭規模の畜産農家になるわけでございますので、やはり、100頭ぐらいの畜産農家になると、責任は必ずずっとついて回るものがございますので、推移は注意深く見守っていきたいというふうに思っております。  
農地の転用については、先ほど言ったように何ら問題はないというふうに思っておりますので、どうかご審議いただくようお願い申し上げます。

議 長

ありがとうございます。  
案件3番と4番についてお願いします。

泉委員

泉です。  
この場所は、斉内川、それからみずほロードの道からちょっと入ったところの緑地公園のそばの不整形な砂利田んぼなんです。ここはもう周りに民家もなければ、何もないところで、周りに支障を及ぼすようなこともないので、まずこれ、このまま通っても大丈夫だと思います。  
それでは、これをご審議くださいますようよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。

参 与

現地調査、大変ありがとうございました。  
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
(なしの声)

議 長

ないようですので、これより採決いたします。  
議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議 長

ありがとうございます。  
全員賛成ですので、議案第3号の「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。





議 長 | ○○○○の退席を求めます。  
(○○○○ 退席)

議 長 | 事務局の説明を求めます。

参 与

28ページから29ページ、18番をご覧ください。

利用権を設定する農地は、大仙市高関上郷○○○○○○○○、地目は田、面積が○○○平方メートルほか田10筆、計田11筆、合計面積が○○○○○○○○平方メートルです。

利用権設定の更新となります。

利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、○○歳です。

利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、○○歳です。

契約期間は5年、10アール当たりの賃借料は○○○○○○○○円となります。

申請の理由は、賃借権の期間満了に当たり、今後も引き続き耕作をお願いしたいという○○さんからの申出に○○さんが応じたものでございます。

ただいまご説明いたしました18番につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えられます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 | 説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
(なしの声)

議 長 | ないようですので、これより採決いたします。  
議案第4号、18番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議 長 | ありがとうございます。  
全員賛成ですので、議案第4号、18番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。  
○○○○○○○○の入場を求めます。  
(○○○○ 入場)

議 長 | 次に、議案第4号、19番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。  
本案件は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の関係議案につき、会議規則第28条の規定により、○○○○の退席を求めます。  
(○○○○ 退席)

議 長 | 事務局の説明を求めます。

参 与

19番をご説明いたします。

利用権を設定する農地は、大仙市北楯岡○○○○○○○○、台帳、現況、ともに田の○○○○○平方メートルほか田1筆、合計2筆、面積○○○○○平方メートルです。

利用権設定の更新です。

利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、79歳。

利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇さん、69歳です。  
 設定期間は10年、賃借料は10アール当たり〇〇〇〇〇〇〇〇円です。  
 理由といたしまして、これまで賃貸借契約で耕作していた農地について、貸借期間の満了を迎えましたので、これを更新するものです。  
 この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま  
 よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりました。  
 これより質疑に入ります。  
 質疑ございませんか。  
 (なしの声)

議 長

ないようですので、これより採決いたします。  
 議案第4号、19番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお  
 願いします。  
 (賛成者挙手)

議 長

ありがとうございます。  
 全員賛成ですので、議案第4号、19番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用  
 地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。  
 〇〇〇〇〇〇〇〇〇の入場を求めます。  
 (〇〇〇〇 入場)

議 長

次に、議案第4号、20番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計  
 画の承認について」を議題とします。  
 本案件は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の関係議案につき、会議規則第28条の規定によ  
 り、〇〇〇〇〇の退席を求めます。  
 (〇〇〇〇 退席)

議 長

事務局の説明を求めます。

参 与

20番をご説明します。  
 利用権を設定する農地は、豊川〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積が〇〇〇平方メートルほか田3筆、  
 計田4筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。  
 利用権設定の更新です。  
 利用権を設定する方が、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇さん。  
 利用権の設定を受ける方が、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、  
 〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんです。  
 申請理由は、期間満了による設定期間更新です。  
 設定期間は5年間、10アール当たりの賃借料は〇〇〇〇〇〇円となっております。  
 当該農地は、水はけが悪く収量が上がらない農地であるため、双方合意の上でこの賃借料になって  
 おります。  
 この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま  
 よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりました。  
 これより質疑に入ります。  
 質疑ございませんか。





この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま  
 よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

- |     |   |
|-----|---|
| 議 長 | 説明が終わりました。<br>これより質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。<br>(なしの声)  |
| 議 長 | ないようですので、これより採決いたします。<br>議案第4号、26番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお<br>願います。<br>(賛成者挙手)  |
| 議 長 | ありがとうございます。<br>全員賛成ですので、議案第4号、26番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用<br>地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。<br>○○○○○○○の入場を求めます。<br>(○○○○ 入場)        |
| 議 長 | 次に、議案第4号、27番から30番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地<br>利用集積計画の承認について」を議題とします。<br>本案件は、○○○○○○○○○の関係議案につき、会議規則第28条の規定により、<br>○○○の退席を求めます。<br>(○○○ 退席) |
| 議 長 | 事務局の説明を求めます。  |
| 参 与 |   |

35ページ、27番から、38ページ、30番の説明をいたします。

初めに、27番です。

利用権を設定する農地は、大仙市太田町太田○○○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○平方メ  
ートルほか田8筆、計9筆、面積○○○○○○○○平方メートルです。

利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さんほか2名  
です。

次に、28番です。

利用権を設定する農地は、大仙市太田町太田○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メ  
ートルほか田15筆、計16筆、面積○○○○○○○○平方メートルです。

利用権を設定する方は、先ほどと同じ○○○さんほか4名です。

27番から28番の利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん、  
71歳です。

2件とも、新規の利用権設定です。

申請理由といたしまして、この農地は、○○○さんの父が耕作しておりましたが、○○○さんが他界し  
たため、労力不足で耕作ができなくなり、○○○に耕作してくれる方を探してもらうようお願いし、  
○○○がこれに応じてくれたものです。

設定期間は5年、10アール当たり賃借料は○○円となっております。

続きまして、29番と30番を説明いたします。

受け手は、どちらも○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○  
○○○、○○○○さんです。

29番は、新規の利用権設定です。









利用権を設定する農地は、150番の大仙市内小友○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○平方メートルほか田338筆、○○○○○○○○○○平方メートル、畑2筆、○○○○○平方メートル、合計341筆、面積○○○○○○○○○○平方メートルです。

利用権を設定する方は、150番の○○○○○○○○○○○○○、○○○さんほか33件で、地域農業への集団化への協力及び兼業、高齢による労力不足等で貸付けを希望している方です。

設定期間は、全て10年2か月となっておりますが、これは秋田県の農用地利用配分計画により、農地中間管理機構から借受け予定者に利用権設定される公告日までの2か月間の差を考慮しているため、この期間となっております。

10アール当たり賃借料につきましても、田が使用貸借から○○○○○○○円と幅があり、畑区画ではいずれも使用貸借です。

なお、1件ごとの詳細につきましては、議案書をご確認いただきますようお願いいたします。説明は以上です。

議案第4号1番から16番及び31番から183番まで、ただいま説明いたしました42件のほかに、所有権移転11件、賃貸借権設定の新規83件及び更新63件、賃貸借権の移転1件、使用貸借権設定の新規2件がございます。

今回の所有権移転における売買価格の内容につきましては、説明案件を除きまして田畑10アール当たり○○円から○○万円と幅がございます。これは、地域の圃場の条件及び契約者双方の意向や実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しており、利用調整会議においてもご承認いただいたものであります。

次に、賃貸借権設定の10アール当たりの賃借料の内容であります。説明案件を除き、田畑10アール当たり○○○○○円から○○円となっております。圃場の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
(なしの声)

議 長

ないようですので、これより採決いたします。  
議案第4号、1番から16番及び31番から183番までについては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議 長

ありがとうございます。  
全員賛成ですので、議案第4号、1番から16番及び31番から183番までの「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、議案第5号の「農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積について」を議題とします。

参 与

議案第5号 農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積について  
大仙市における農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積について検討を  
求める。  
令和2年3月6日提出  
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長 事務局の説明を求めます。

参 与

それでは、資料の122ページ、123ページをご覧ください。

大仙市では、農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積について、現行では、全域10アールと定められております。こちらについて、皆様から検討いただくものでございます。

提案理由といたしましては、平成22年12月22日付で一部改正されました「農業委員会の適正な事務実施について」の中で、農業委員会は毎年、下限面積について検討することになっていることから、提案するものでございます。

大仙市のこれまでの経緯といたしましては、西仙北地域、それから協和地域、南外地域におきましては、平成25年7月1日から別段の面積として10アールを設定しておりました。その後、他の地域におきまして、下限面積要件によって新規就農者が給付金の申請ができなくなったという事例があったことから、大仙市全域において新規就農者の積極的な農地の有効利用を図ることを目的とし、平成27年4月1日から大仙市全域の別段の面積を10アールと設定しております。

参考といたしまして、本日配付しております秋田県内の別段の面積を設定している市町村とありますA4の2枚物でございます、こちらをご覧くださいければと思います。

まず、これ、すみません、間違いがございます。「(令和2年11月1日現在)」となっておりますが、「令和元年11月1日現在」でございます。失礼いたしました。

令和元年の11月1日現在で秋田県内において別段の面積を設定している市町村でございますが、14市町村が設定しております。湯沢市さんが平成31年の4月、それから、にかほ市さんが平成31年2月に同じく10アールと設定している状況でございます。

次に、平成31年4月総会から令和2年の3月総会、本日の総会まででございますけれども、大仙市農業委員会において、別段の面積適用件数でございます。賃貸借が3件、売買が6件、贈与13件、使用貸借2件、計24件、異動面積が〇〇〇〇〇アールあるようでございます。うち新規就農者に関連する案件は3件ございました。別段の面積の設定によって恩恵を受けている農家さんがいるという状況でございます。

なお、資料の2ページ、3ページ、こちらは関連法案をコピーしてありますので、後ほどご覧ください。

以上、簡単でありますけれども、現行の大仙市の別段の面積、10アールでございますけれども、こちらの修正の必要性につきましてご検討くださいますようお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
(なしの声)

議 長 ないようですので、これより採決いたします。  
議案第5号について、大仙市では全域で別段の面積を10アールとすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議 長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、議案第5号の「農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積について」は、原案のとおりすることに決定しました。

議 長 次に、報告第1号の「農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告について」事務局より報告願います。

参 与 報告第1号 農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告について

下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する。

令和2年3月6日提出

大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議長 事務局より報告願います。

参与

124ページをご覧ください。

法人の事務所の所在地、名称、代表者名の順に読み上げます。

1番、大仙市大沢郷宿字上宿28番地、農事組合法人宿ファーム、代表理事、齋藤與一

2番、大仙市高城字家ノ下13番地、合同会社信太製作所、代表社員、鈴木文隆

以上、2法人からの報告がありました。詳細につきましては、125ページから130ページをご覧ください。

結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしております。

議長 以上、報告といたします。

議長 次に、報告第2号の「令和2年度大仙市農作業標準賃金・料金表について」を議題とします。

参与

報告第2号 令和2年度大仙市農作業標準賃金・料金表について

令和2年度大仙市農作業標準賃金・料金表について、大仙市農業委員会専門委員会設置規程第7条に基づいて報告する。

令和2年3月6日提出

大仙市農業委員会農政専門委員会 委員長 渡邊敏雄

議長 渡邊農政専門委員長より報告願います。

渡邊委員

それでは、農政委員会より、令和2年度の農作業標準賃金・料金表についてご報告をいたします。

去る2月20日に専門委員会を開催いたしました。令和2年度の料金について、委員の皆様から忌憚なくご意見をいただきました。また、仙北市や美郷町など、近隣市町村の料金等も参考にして、それぞれ、項目ごとに随時協議をしております。

決定内容につきましては、昨年とほとんど変わらない、いわゆる変更の理由と当たるべき事項が見当たらなかった、もしあるとすれば、昨年、皆さんにもお話ししました消費税の8%から10%になった、そのところがやむなくということで、今回、項目、10%の表示をしているということになります。

なお、決定内容につきましては、4月1日発行の農業委員会だより第18号及び市のホームページ等に掲載するほか、事務局及び各分室窓口管理スペースで備付け、ひろく市民の方々へ周知する予定でございます。皆さんにもよろしくお願いを申し上げます。

以上で報告といたします。

議長 以上、報告といたします。

議長 次に、報告第3号の「大仙市農業委員会農地貸借料情報について」を議題とします。

参与

報告第3号 大仙市農業委員会農地貸借料情報について

大仙市農業委員会農地賃借料情報について大仙市農業委員会専門委員会設置規程第7条に基づいて報告する。

令和2年3月6日提出

大仙市農業委員会農地専門委員会 委員長 伊藤又エ門

議長 伊藤農地専門委員長より報告願います。

伊藤委員

それでは、私のほうから、農地賃借料情報について報告いたします。

去る2月20日に農地専門委員会を開催し、134ページ、135ページのように賃借料を決定しました。委員会の中では、様々な意見が出されました。この情報はあくまで強化法、農地法として、中間管理機構を通して貸借された案件も、去年の平均額、そして、最高額、最低額の情報提供でありますので、ご理解いただきたいと思えます。

全体の額については昨年と同様ですが、物納に関しましては、物納はあきたこまち1等米60キロ、当年度のJA概算金とするという一文を新たに加えました。

なお、この情報は、4月1日発行の農業委員会だより18号及び大仙市のホームページに掲載するほか、事務局及び各分室に備え付け、ひろく市民の方に周知する予定でございます。

以上、ご報告とします。

議長 以上、報告といたします。

議長 次に、その他として、農用地利用配分計画の認可について、事務局より説明願います。

参与 皆様に、農用地利用配分計画の概要の写し及び転貸農地一覧についてを送付してございます。通常であれば、これは毎月説明しております農業公社への貸付けが受け手の方に渡ったということで、通知来ましたので、それを資料として皆さんにお配りしているものでございますが、今回、この中に、6ページの番号6432番というものがございまして、それが所有者不明農地が農地中間管理機構と県知事による裁定で受け手に貸し付けられたものでございまして、貸付け案件としてはこれまで議案になっておりません。別紙のこのフロー図をおつけしましたけれども、これの農地法の遊休農地というやり方で、今回、これを貸し付けたものでございます。

このたびの貸付け手続は、角間川の当該農地の相続人全員が相続放棄したため、貸付人が不在になった農地でありまして、農業委員会で戸籍等調査も相続人を探す公示をし、半年後に農地中間管理機構に通知した後、県知事が申請があった旨を報告します。その後、県知事が最長20年の利用権を機構に設定することが裁定できます。ということで、受け手の方に渡ったものでございましたので、説明させていただきました。

ですので、皆さんのほうに貸付けの案件としては上がっておりませんので、この後、このようなことがございましたときには、随時説明させていただきますので、よろしく願います。

議長 ご質問ありませんか。  
(なしの声)

議長 ないようですので、本日の日程は全て終了します。  
そのほか、事務局のほうから何かありませんか。

参与 すみません、私のほうから3点ほど、お願いというか、報告でございます。

皆様方に資料と案件の順に渡しております令和2年度大仙市農業委員会総会開催日（予定）というものをお渡ししております。来年度の開催日、予定ではこのようになっております。また、会場も記載しております。下のほうにもいろいろ書いてございますが、開始時刻につきましては、皆様ご存じのとおり、案件の内容ですとか、他の会議の開催等によって変更がされる場合もございます。招集告示をご確認の上、来ていただきますようよろしくお願いいたします。

それから、2点目でございます。皆様に本日配付しておりますけれども、1月31日から2月28日まで応募しておりました委員及び推進委員の募集の結果でございます。結果というか、3月2日時点という状況でございます。委員につきましては24名、それから、推進委員につきましては一時期ちょっと来ておりませんで、今、募集の延長をかけているところでございます。こちらの資料につきましては、ホームページで公表している資料でございますので、特段、個人情報どうのこうのということではございませんので、皆様、後で参考にご覧いただければと思います。

それから、3点目でございますけれども、今、言いました推進委員のことでございますけれども、こちらの推進委員の応募につきましては、今後、推進委員の評価委員会を開催して適任かどうかということを審査いたします。会長及び代理以外の各地域から1名ずつ委員を出すということになっておりますので、各地域におきましては、委員について、内々に決めていただければと思います。できれば、3月30日の、こちらの人事の総会あるんですけれども、そのときまでに誰を委員とするか教えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

参 与

ただいま3月30日総会の話がございましたけれども、会議開会前にもちょっとお話しさせていただいた件でございます。農業委員会では、例年3月末の総会後に歓送迎会を開催しておりましたが、今回の新型コロナウイルス対策本部の対策を踏まえまして、今年3月30日の総会後の歓送迎会は開催しないことといたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、このことによりまして、総会の開催時間を午前中とする予定ですが、詳細につきましては、後日改めて開催通知を送付いたしますので、ご確認くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

議 長

そのほか、委員の皆さんから何かありませんか。  
(なしの声)

議 長

ないようですので、以上をもちまして第35回大仙市農業委員会総会を閉会します。  
本日はご苦労さんでした。

(午前11時50分 閉会)